

前 障

令和 2 年 4 月 8 日

指定放課後等デイサービス事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

春休み期間後の特別支援学校等の臨時休業に伴う指定放課後等デイサービス事業の臨時的な取扱いについて

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、特別支援学校等の臨時休校において、各市町村の判断が異なり、特別支援学校等に通う児童の受け入れについて複数の想定がされます。ついては、下記のとおり、取り扱いいただきますよう、お願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1. 臨時的な取り扱いについて

- (1) 基本報酬に授業終了後単価を用いるほかは、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その5)」(令和2年3月13日付け事務連絡)の2の取扱いを引き続き用いること。
- (2) 春休み期間中に、「可能な限り長時間とするなどの対応」は終了となっているため、学校再開後の、延長支援加算の特例的な算定は不可。
ただし、学校が再度、休校となった場合には、引き続き、特例的に算定を可能とする。(添付資料(2)②)
- (3) 都道府県等の要請を受けて学校の臨時休業を行った場合は、基本報酬に学校休業日単価を用いること。(具体例参照)

(具体例1)

4月8日(水)に、前橋市Aさんと高崎市Bさんを同時に受け入れる場合
Aさん→授業日(前橋市は、4月13日から臨時休校を実施。)

Bさん→休業日（高崎市は、4月8日から臨時休校を実施。）

（具体例2）

4月13日（月）に、前橋市Aさんが、スクールホームを利用後、受け入れる場合

Aさん→休業日

前橋市では、スクールホームを実施するが、学校としては臨時休校のため。

その他、不明点等あれば、担当あてお問い合わせください。

また、厚生労働省及び当課からの事務連絡等も併せてご確認いただき、柔軟な対応により、児童の居場所の確保をお願いいたします。

2. 参考添付資料（4点）

（1）国通知

①「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）」（令和2年3月13日付け事務連絡）

②「学校の教育活動再開に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年3月31日付け事務連絡）

（2）前橋市通知

①「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての指定放課後等デイサービス事業における基本報酬算定について」（令和2年3月2日付通知）

②「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスにおける延長支援加算算定に関する届出について」（令和2年3月12日付通知）

3. その他

判断し得ない場合には、個別の対応をさせていただきます。については、以下の担当あてご連絡くださいますよう、お願いいたします。

4. 問い合わせ先

（1）支給決定に関する事項

障害福祉課生活支援係 児童担当 （直通027-220-5712）

（2）（1）以外に関する事項

障害福祉課障害政策係 指定担当 （直通027-220-5713）